

セムブリックス®を服用される方へ

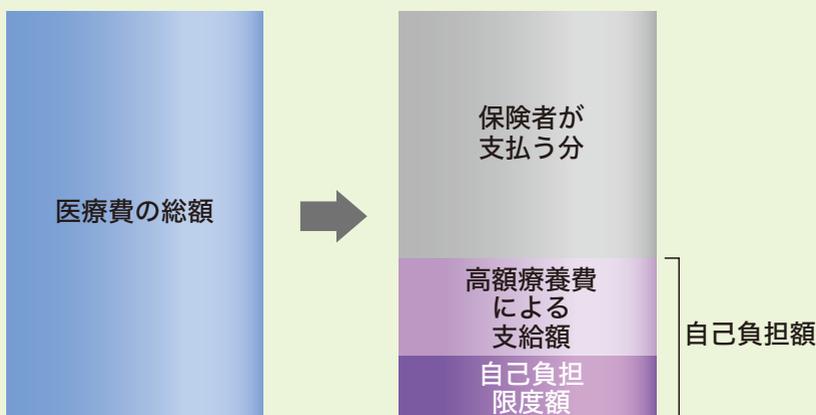
知っておきたい医療保険制度 高額療養費

2022年5月版

ここで紹介する制度は、加入されている医療保険、市区町村によって内容が異なる場合があります。

高額療養費制度とは

高額な医療費による経済的負担を軽減するため、医療機関へ支払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた分の支給を受けられる制度です。



高額療養費が利用可能か、利用方法が不明な場合は、保険者（健康保険証に記載されています）にお問い合わせください。

自己負担限度額

自己負担限度額は、年齢や所得の区分によって異なります。

自己負担の計算方法

70歳未満の人は、暦月（月の1日～末日）ごと、同一世帯でも個人ごと、医療機関ごと（同じ医療機関でも通院と入院は別、医科と歯科は別）に計算します。

70歳以上の人は、暦月（月の1日～末日）ごと、通院と入院に分け、通院は個人ごと、入院は世帯ごとに計算します。

70歳未満の自己負担限度額

区分		1～3回	4回目以降
ア	年収約 1,160 万円～	252,600 円+ (医療費の総額-842,000 円) × 1%	140,100 円
イ	年収約 770 万円～約 1,160 万円	167,400 円+ (医療費の総額-558,000 円) × 1%	93,000 円
ウ	年収約 370 万円～約 770 万円	80,100 円+ (医療費の総額-267,000 円) × 1%	44,400 円
エ	～年収約 370 万円	57,600 円	44,400 円
オ	市区町村民税非課税者	35,400 円	24,600 円

70歳以上の自己負担限度額

区分		通院（個人ごと）	通院+入院（世帯ごと）	
			1～3回	4回目以降
現役並み所得者	Ⅲ 年収約 1,160 万円～	252,600 円+ (医療費の総額-842,000) × 1%	140,100 円	
	Ⅱ 年収約 770 万円～約 1,160 万円	167,400 円+ (医療費の総額-558,000) × 1%	93,000 円	
	Ⅰ 年収約 370 万円～約 770 万円	80,100 円+ (医療費の総額-267,000) × 1%	44,400 円	
一般	年収 156 万円～約 370 万円	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯 Ⅱ		8,000 円	24,600 円	—
住民税非課税世帯 Ⅰ			15,000 円	—

●区分の詳細は、P4 をご参照ください。

自己負担がさらに軽減されるしくみ

多数回該当

直近 12 ヶ月以内に 4 回以上、高額療養費の支給を受ける場合、4 回目からは自己負担限度額が引き下げられます。

世帯合算

70歳未満では、世帯内（一人の場合でも可）で 21,000 円以上の自己負担が複数ある場合はそれらを合算することができます。

高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯内で 1 年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算して、本制度の限度額を超えた場合、超えた分の支給を受けられます。

支給を受けるには

1

事前に保険者（健康保険証をご確認ください）へ申請し、「認定証*¹」を交付してもらいます

● 70歳以上の市町村民税非課税者でない方は、認定証の交付は不要です。

2

「認定証など*²」を病院や薬局に提示します
提示することで、医療機関の窓口での支払額が、
高額療養費の自己負担限度額までとなります

* 1：「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証（市町村民税非課税者の場合）」

* 2：上記*¹のほか、「高齢受給者証（70歳以上75歳未満の市町村民税非課税者でない方の場合）」
「後期高齢者医療被保険者証（75歳以上の市町村民税非課税者でない方の場合）」

注意

認定証には有効期限があり、1年ごとの更新が必要です。

高額療養費制度以外のサポート制度

付加給付制度

法定給付である高額療養費制度に上乗せして、一部の保険者（健康保険組合や共済組合など）が独自に定める給付制度です。各保険者が独自に定めた上限額を超えて医療費を自己負担した場合、超過分の払い戻しを受けることができます。独自の上限額は高額療養費制度の上限額より低く設定されているため、自己負担額をよりいっそう軽減する可能性があります。

付加給付制度の有無・内容は保険者によって異なります。

また、保険者によっては治療と就労をサポートするための制度を設けている場合もあります。詳しくは健康保険証に記載されている保険者にお問い合わせください。

民間の医療保険（がん保険など）

慢性骨髄性白血病はがん（悪性新生物）の一つであり、患者さんが民間の医療保険（がん保険など）に加入されている場合、保障の対象となる可能性があります。民間の医療保険の種類や保障内容は多岐にわたります。本来受けられる給付金の請求もれなどがなければ、加入している医療保険の保障内容を確認することが重要です。

詳しくはご加入の保険会社の窓口にお問い合わせください。



高額療養費制度を利用した場合の セムブリックス® による治療中の自己負担額の例：30日分

セムブリックス® 1回 40mg を1日2回服用した場合の1ヵ月（30日）の医療費自己負担額の計算例は以下のとおりです。

※直近12ヵ月以内に3ヵ月以上の高額療養費に該当する月があった場合は、セムブリックスに切り替え後は下表の「4ヵ月目以降」の自己負担額となります。

セムブリックス® の薬剤費は2022年5月現在の薬価に基づき、それ以外の医療費は3万円として計算

■ 70歳未満 1回 40mg を1日2回服用した場合の月ごとの自己負担額

区分		1～3ヵ月目	4ヵ月目以降
ア	年収約1,160万円～ ¹⁾	200,160円	200,160円
イ	年収約770万円～約1,160万円 ²⁾	168,492円	93,000円
ウ	年収約370万円～約770万円 ³⁾	84,102円	44,400円
エ	～年収約370万円 ⁴⁾	57,600円	44,400円
オ	市区町村民税非課税者 ⁵⁾	35,400円	24,600円

■ 70歳以上 1回 40mg を1日2回服用した場合の月ごとの自己負担額

区分		1～3ヵ月目	4ヵ月目以降
現役並み所得者	Ⅲ 年収約1,160万円～ ⁶⁾	200,160円	200,160円
	Ⅱ 年収約770万円～約1,160万円 ⁷⁾	168,492円	93,000円
	Ⅰ 年収約370万円～約770万円 ⁸⁾	84,102円	44,400円
一般	年収156万円～約370万円 ⁹⁾	18,000円*	
住民税非課税世帯Ⅱ ⁵⁾		8,000円	
住民税非課税世帯Ⅰ ¹⁰⁾		8,000円	

※年間上限144,000円

- 1) 健康保険の場合は標準報酬月額83万円以上、国民健康保険の場合は旧ただし書き所得（前年の総所得金額等から住民税の基礎控除額を差し引いた額）が901万円超
- 2) 健康保険の場合は標準報酬月額53万円～79万円、国民健康保険の場合は旧ただし書き所得が600万円～901万円
- 3) 健康保険の場合は標準報酬月額28万円～50万円、国民健康保険の場合は旧ただし書き所得が210万円～600万円
- 4) 健康保険の場合は標準報酬月額26万円以下、国民健康保険の場合は旧ただし書き所得が210万円以下
- 5) 世帯全員が住民税非課税の世帯
- 6) 標準報酬月額83万円以上、または課税所得690万円以上
- 7) 標準報酬月額53万円以上、または課税所得380万円以上
- 8) 標準報酬月額28万円以上、または課税所得145万円以上
- 9) 標準報酬月額26万円以下、または課税所得145万円未満等
- 10) 世帯全員が住民税非課税であり、所得が一定基準以下の世帯（年金収入80万円以下等）